

1998. 7
vol. 18
Number. 65

f c t

GAZETTE

ガゼットは
市民とメディア
のデータバンクです

複写（コピー）は
ご遠慮下さい。

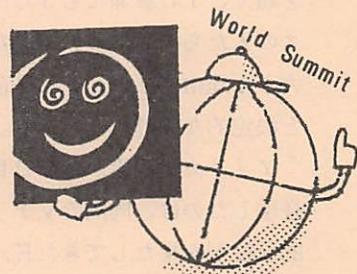
編集・発行/FCT市民のメディア・フォーラム(Forum for Citizens' Television & Media) 編集委員会 責任者・鈴木みどり
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 講読料／年間 (3回発行) ¥2000 (送料共) 一部¥650 (送料別)

第一勧業銀行逗子支店 (普通預金1425785) 郵便振込 00190-3-84097

■ 特集 1

第2回「テレビと子ども」世界サミット ロンドンで開催

— 1998.3.9~3.13 —



第2回「テレビと子ども」世界サミットが3月9日から13日の5日間、ロンドンのクイーン・エリザベス2世会議場で開催された。参加者は世界60ヶ国から1千名を超え、第1回サミット(於・メルボルン)から3年を経て、子どもをめぐるテレビ問題への関心が世界で益々高まっていることを実感させた。

今回のサミットは、メルボルンで採択された「子どものテレビ憲章」を共通の基盤として掲げ、それに賛同するNickelodeonはじめ多数の制作会社、放送関連組織が各セッションのスポンサーとして運営費を分担する形で企画されており、業

界の積極的な参加が目立つ会議であった。

会議は、別掲のプログラムにみると、番組制作、政治、財源、ニューメディア、未来、と毎日のテーマを掲げ、それにそって主会場における基調講演、パネル・ディスカッションをもち、さらに午後には同時進行で複数の分科会、その後、再び全体会議をもつ、という構成になっていた。また、世界各国から選ばれて参加した子どもたちによるプログラムが同時進行で企画されており、最終日には子どもたちの手で新しく作られた「憲章」が発表された。以下は、F C Tから参加した者の目でみたサミット報告である。

■CONTENTS■

○特集1 第2回「テレビと子ども」世界サミット ロンドンで開催	1
電子メディアに関する子どものテレビ憲章	8
○特集2 カナダにおける放送業界と Vチップ	9
Vチップをめぐる議論についての F C Tの見解と提言	12
○特集3 韓国でのメディア・リテラシー・ ワークショップ	13
○特集4 大学院生の修士論文	15
○会員コラム	17
○市民のメディア・ネットワーク	18
○データバンク国内篇	19

イラスト 市川雅美

●アメリカのVチップ政策

—ペギー・チェアレンの支持を得て—

今回のサミットではアメリカからの参加者が主催国のイギリスに次いで多かった。業界志向の強い運営になると、世界を市場とするアメリカの制作会社がやはり突出してくる。それだけでなく、発言者としてもアメリカの政界、市民組織（NPO）関係者が登場した。ちなみに、他の国のNPOから参加した人は招待された少数の人を除くとほとんどいなかった。参加費が5日間で10万円を超える、1日参加でも3万円近くと地元のイギリスの人たちでさえ参加できないほど高かったのが大きな理由である。これは前回のメルボルン大会と決定的な相違点といえる。

アメリカの政界から2日目の基調講演者として登壇したのは、同国のVチップ制度の導入で中心的な役割を果たしてきたE. J. マーキー下院議員（民主党）である。彼は自らの子ども時代を振り返り、母親が常に傍らにいた当時でさえテレビの人気司会者はオーウェルの『1984』に出てくるビッグブラザーのように絶大な影響力をもっていたと述べ、Vチップはそのようなテレビの力を今日の忙しい親たちがコントロールできる画期的な手段であり、決して表現の自由を規制するものではない、と強調した。彼はまた日本の家電メーカーが来年にはVチップ搭載の受像機を売り出す準備をしているとも明言した。

さらに、アメリカの現状を知る上で見逃せないのは、彼がこの新制度の実現へ向けた努力の過程を誇らしげに語る際に、ペギー・チェアレンとの出会いに言及し、Vチップ政策を彼女の長年にわたるACT(Action for Children's Television)活動の延長線上に位置づけたことである。

私は草の根の市民組織として始まったACTの活動を日本に始めて紹介する本の翻訳に携わり、その後、ACTの10周年大会に参加したり、ボストンにあった本部を訪ねたこともある。チェアレンの来日に際してはFCTフォーラムを開き、交流もしている。実際、FCTはほぼ10年先輩格のACT活動に大いに刺激され、翻訳書がでた翌

年（1977）に発足したのだった。

そんな経緯があるから、チェアレンが数年前に活動25年を区切りにATCを解散し、いまではVチップ政策の一翼を担っているという図式をどう理解すべきかと戸惑った。理由が彼女の方向転換にあるなら説明は簡単だが、現実には、彼女の活動は賞賛され、ACT活動を記録する資料のすべてが現在はハーバード大学に寄贈され、チェアレンはそれらの資料とともに同大学教育学部の客員研究者として迎えられているのである。さらに、今回のサミットでも、彼女は2日目の全体会司会者となり、初日の開会を宣言する場にも招かれて登壇し、70歳の誕生日を祝福する花束を贈られている。一体、アメリカにおける政治と市民活動はどのような関係にあるのだろうか。直接会って話をする機会をもっていれば、少しほとんど理解が深まつたかもしれない。

●メディア・リテラシー教育、調査研究の役割

—サミットの中心テーマとはならず—

2日目のメディア・リテラシー教育（メディア教育）分科会の企画者はBFI(British Film Institute)のケーリイ・バザルゲッティだった。彼女はこの領域の先駆的研究者・実践者の一人として世界で知られている。今回のサミットでは、前回のメルボルン大会とは異なり、イギリスにあるBFIのような貴重な研究機関と豊富な人材の活躍する場がほとんどなく、メディア・リテラシーをテーマとする分科会はこれが唯一のものだった。サミットがメディア業界主導で企画されたことを思うと、メディア・リテラシー教育の重要性を理解する業界人が増えるためには、まだ相当の時間が必要といえそうだ。

この分科会では、チャンネル4制作のアニメーション・ビデオ（種をまき、それが育ち、収穫する様子を絵本のタッチで表現する映像中心のもの、5分）を使い、南アフリカ、ロシア、オーストリアの各小学校で行ったメディアを学ぶ授業の実践報告が行われた。私はカナダのJ. プンジャンテ氏（FCT15周年に基調講演者として来日）とともにこの分科会のフロアからの発言者（コメント

ーター）として招かれ参加した。

さて、3つの国で行われた授業だが、南アフリカとロシアの報告では、主としてビデオ内容の解釈や、それに触発されて子どもがどんな表現活動を展開したかが語られていた。メディアについてはカメラワークや音声技法の使い方を学んだということだった。オーストリアの報告者は、この素材から離れ、子どもがメディアを創る活動を通してメディアについて学んでいる授業をビデオで紹介した。小学生を対象とするメディア・リテラシー教育としてはそのほうが可能性が大きいということのようである。なお、この報告者はメディアをクリティカルに読み解く能力の獲得をメディア教育の目標のひとつにあげていた。

子どもをめぐるメディア問題については世界各地で数多くの調査研究が行われている。だが、その成果が現実のメディア政策や番組の制作で十分に生かされているとはいひ難い。この現状を変えるうえで研究者の市民としての行動が重要になる。そのような問題意識から、昨年4月パリのユネスコ本部で国際フォーラム「若い人たちとメディア、明日のために」が開催されたが（ガゼットNo.62参照）、メディア業界関係者が多数集まる今回のサミットの場でも、調査研究の重要性を確認しようと、私もメンバーの一人である同国際企画委員会の手で同日午前、特別セッション「調査研究の有用性とは？」が企画された。この分科会ではイギリス、スウェーデン、アルゼンチンなどの研究者が発言し、調査研究にたずさわる者の国際的なネットワーキングの必要性を再確認したが、100名を超える参加者があったのは心強いことだった。

●子どもにとって良質のテレビとは？

— 年齢層別、番組ジャンル別、メディア別 —

「子どもには良質な番組が必要である。それは子どもを不適に搾取するものであってはならない」と「子どものテレビ憲章」第1条はいう。サミットの全体討議や分科会のテーマをみると、憲章でいう良質な番組とはなにかを年齢層別、番組ジャンル別、メディア別に考えようとしているのがわかる。家族番組、10代向け番組、子どもの参加

番組、幼児向け番組、子どものニュース番組、教育番組、アニメ番組、広告、ニューメディア、などである。

制作者にとっては、このような観点から子ども視聴者の多様性を理解し、良質のテレビのあり方を具体的に考えていくのが分かり易いようである。しかも、世界会議ということで、国籍や背景を異にする多様な人たちと出会い、互いの経験を分かち合うこともできたから、参加した制作者の視野は一層多角的なものになったはずである。それを使うと、日本のテレビ界がNHK教育関係者を除くとサミットにまったく無関心であり続けていることに、大きな問題を感じる。とくに、アニメ番組の制作者やそれを放送している民放関係者がサミットに参加することは、日本国内のみならず世界各地の子どもに対する責任という点からいっても、必要なことである。

今回のサミットでは、子ども向けニュースを考える分科会が企画され、その報告者としてボスニアやタンザニヤに加え日本からも制作者を招きたいと推薦の依頼が私にきた。このような経緯で、NHK「週刊子どもニュース」のキャスター兼制作者の池上彰氏の参加が実現した。この分科会では、子ども向けニュースといつても国によってさまざまであること、日本のように大人の世界で起こっているニュースを子どもにわかるように伝えることに主眼をおいている番組は世界でもユニークな存在であること、などが確認された。

●子どもたちが作った「子どものテレビ憲章」

「子どもとテレビ」を考えるサミットでは、当事者である子どもの考え方や意見に耳を傾けることが重要である。このような考えが前回と同様に今回の主催者にもあり、30数名の子どもが世界各国から選ばれて参加していた。彼らは独自のプログラム（別掲の報告）の他にもいくつかのセッションに参加して発言し、最終日には一人ひとり登壇して自分たちの手で作った「子どものテレビ憲章」(p.8)を読み上げた。さらに、サミット参加者に取材して制作したビデオ・ドキュメントを披露して私たちを驚かした。（まとめ 鈴木みどり）

第2回「テレビと子ども」世界サミットプログラム

1998年3月9日～13日

〈9日（月）番組制作〉

- 9:15～9:45 あいさつ アンナホーム
 第2回「テレビと子ども」世界サミット代表・
 子どもの映画とテレビ財団代表
- 9:45～11:15 試行するテレビ 子どもの視聴者—私たちは
 彼らを知っているか（提供：The Jim Henson Company）
 司会 S・デュナント 司会者／ライター（英）
 A・グーナスケラ アジアメディア情報コミュニケーション
 センター（AMIC）（シンガポール）
 A・カーン PBS子ども番組ディレクター（米）
 D・ルシュコフ ライター（米）
 P・ブルマン ライター（英）
 A・ホーグ NRK幼児番組担当主任（ノルウェー）
 T・チャールトン チェルテンハイム・グローチェスター
 カレッジ教育学部教授（英）
 11:45～12:45 分科会A 家族番組—友だちか敵か
 （提供：Goethe Institut） 司会 J・ウィリアムズ
 United Film and Television Production 取締役（英）
 A・ショーファー 子どもチャンネル 番組ディレクター（独）
 S・ドッシャン Alliance Media and Entertainment社長（インド）
 J・グレイス Nickelodeon 取締役（英）
 A・ミルズ CBCテレビ子どもの番組部 制作主任（加）
 分科会B 私が幼かった頃
 （提供 Yoram Gross Village Roadshow）
 司会：M・ハシミ パキスタンテレビ主任プロデューサー
 （パキスタン）
 R・O・ヴィラニューヴァ PCTVディレクター（比）
 T・平田 NHK 家族番組ディレクター（日）
 A・ウッド Ragdoll ディレクター（英）
 Z・ゴクデニツ ワークショップ（トルコ）
 2:00～2:30 基調講演 人権教育における子どものテレビの
 役割（提供 CBC Television）
 司会：L・ホワイトリー ポリグラムVisual Programming
 M・ロビンソン 国連人権問題高等弁務官（UN）
 2:45～4:30 主会場ディベート グローバルな理解と地域の
 存続—均衡を求めて（提供 The British Council）
 司会：G・レイノルズ（英）
 K・ミニコーヴァ 子どもと若い人たちの番組代表代理
 （スロバキア）
 M・ハシミ パキスタンテレビ主任プロデューサー
 （パキスタン）
 H・ファトウ Conseil Supérieur de L' Audiovisuel
 (CSA) (仏)
 A・キャロン モントリオール大学若い人たち
 メディア研究所（加）

- 3:00～4:30 分科会C 問題ありすぎて若すぎる—10代向け
 の番組
 司会：F・ゲッチャエル（米）
 E・L・サーノフ UPN（米）
 Yu Pei Xia CCTV子どもの番組ディレクター（中）
 R・バーネル（英）
 分科会D 子どもによる子どものためのテレビ
 （提供：Zenith North）
 司会：M・ロバートソン Carlton Television（英）
 J・モスコイツ CIFEJ（ボーランド）
 S・フレンチ YTV（加）
 L・ウォーミースター Bos Bros（蘭）
 S・ウィツル Broadcasting Standards Commission（英）
 5:00～5:45 アフリカフォーラム（提供：K-TV）
 〈10日（火） 政治〉
 9:30～10:30 基調講演 アメリカにおける子どものテレビ
 法制度とVチップ（提供：Fox Kids）
 司会：J・リッチモンド チャンネル4（英）
 H・エドワード・マーキー
 米議会下院議員テレコミュニケーションと
 貿易消費者保護委員会（米）
 11:00～13:00 主会場ディベート 子どものテレビの政治的
 文脈（提供：UNICEF）
 司会：P・チャーレン ハーバード大学客員研究員（米）
 T・ワッジ 子どものためのオンブズマン（ノルウェー）
 I・マトセッペ・カサブリ Free State Province Premier
 (南ア)
 D・ウォルブルン イスラエル教育テレビ（IET）
 プロデューサー（イスラエル）
 B・ラオ メディア研究センター代表（インド）
 C・タング ヨーロッパ議会（EP）議員（英）
 F・コルコーラン RTE議長（アイルランド）
 P・エドガー オーストラリア子どものテレビ財団
 (ACTE) 代表（豪）
 11:00～12:30 分科会A ニュースがないのは悪いニュース
 司会：J・スノウ ITN（英）
 P・ペティット Le JTJ, Canal J 編集長（仏）
 M・アンゾロビック RTVBH 子ども番組主任（ボスニア）
 J・カブワイー DTV（タンザニア）
 A・池上 家族番組プロデューサー（日）
 分科会B 学校放送と環境の政策（提供 BBC Education）
 F・フリン BBC Schools（英）
 J・リッチモンド Channel4 Schools（英）
 S・小平 NHK放送文化研究所（日）
 N・ガロムビック SABC教育テレビ（南ア）

11:00~1:00 特別セッション 調査研究の有用性とは?

司会:G・グレンジャー

Australian Broadcasting Authority (豪)

M・E プレデローデデサントス

ラジオテレビ子ども部前研究主任 (ポルトガル)

T・メルロ フローレス

Universidad Catolica教授 (アルゼンチン)

C・ウォン フェリツエン 映像における子どもと暴力クリ

アランスハウス ストックホルム大学教授 (スウェーデン)

D・バッキンガム

オープ・ユニバーシティ教育研究科教授 (英)

2:30~4:30 主会場ディベート 子どものテレビの境界線をどこに引くか (提供:Independent Television Commission)

C・ムルホランド独立テレビ委員会 (ITC) 前委員長 (英)

E・カルトイ ディアス TEA IMAGENディレクター (アルゼンチン)

E・レヴィサルノップ UPN (米)

3:00~4:30 分科会C 自国語万歳! 誰がここで英語で話せるの?

司会:H・ジョーンズ S4C Wales 代表 (ウェールズ)

M・ニースアトヘイル Eo TeilifisTeo (アイルランド)

R・シモンファルビー イスイット・テレビ (加)

O・プロフィー DGXX11 ヨーロッパ協議会 (EC)

分科会D メディア教育—3カ国での実践報告

司会:Y・デービスTelevision Junction コ・ディレクター (英)

L・バゼノーヴァ 教師トレーナー (ロシア)

I・グレキュリーガー 教師トレーナー (オーストリア)

S・ホートップ 小学校校長 (南ア)

5:00~5:45 全体会 東ヨーロッパフォーラム

<11日(水)財源>

9:30~10:30 基調講演 子ども番組—ビジネスなのか、どうであるべきなのか

司会:N・ピッカート ITV Network Centre (英)

J・ホームズ ACTF (豪)

11:00~13:00 主会場ディベート 誰が支払うのか (提供:United Film & Television Productions)

司会:M・チャレスト CINAR 代表 (加)

T・ウエストコット FTMedia/TBI (英)

D・ブリット Children's Television Workshop

(CTW) 代表 (米)

R・サウンダーズ Southern Star Pacific 代表 (豪)

S・ミュラー ZDF子ども番組主任 (独)

R・ヘンウッド Fox Kids取締役 (英)

11:00~12:30 分科会A 新しいゲートキーパー

司会:R・スノーディ The Times メディア担当記者 (英)

P・アリーガ Canal Once TV 子ども番組ディレクター (墨)

D・ドチャーテ BBC Broadcast 主任代理 (英)

A・ジャバー Future Television 主任ディレクター

(レバノン)

J・マッカーディー

Warner Bros Television Animation社長 (米)

P・オートンH I T Entertainment PLC 取締役 (英)

A・シンガー Flextech PLC 代表 (英)

分科会B 共同制作の難しさ (提供:KidScreen)

司会: G・レイノルズ (英)

C・プラウン AMX Digital (英)

G・イースター Filmworks プロデューサー (英)

N・コート Decode Entertainment (英)

T・ディロン KidsScreen Magazine (英)

P・コフォード Egmont Imagination (デンマーク)

2:30~4:30 主会場ディベート 世界は我々の舞台だ—すべての番組を打ち負かすアニメの共同制作

司会:C・グレイス S4C アニメーションディレクター (英)

C・ローゼン HBO 家族番組代表 (米)

A・ミルズ CBC 子ども番組制作主任 (加)

J・リッチモンド School Channel Four (英)

P・ミドルボーウ Right Angle シナリオ兼編集者 (英)

H・ウォルタース S4C シニアユニット主任 (英)

3:00~4:30 分科会C お金がほしい—子ども番組の財政的支援

W・ヘッツァー UNICEFラジオ・映画・テレビ部

(ユニセフ)

C・ジェナーント Cartoon 経営者 (ベルギー)

J・ファルカオ Roberto Marinho 財団理事長 (ブラジル)

分科会D 白馬の騎士それとも竜?—子ども番組における広告の役割

司会:G・スマス Children's Research Unit 議長

H・パゴット スウェーデン広告代理店協会副理事

(スウェーデン)

P・ミッケル Taverner Research (豪)

T・アルプス Drum PHD 取締役 (英)

5:00~5:45 全体会 ラテンアメリカフォーラム

<12日(木)ニューメディア>

9:30~10:30 基調講演 子どものテレビと未来

(提供:ACTF・Telstra)

司会:B・コーエン Cartoon Network 社長 (米)

Rt Hon Chris Smith MP 英・文化・メディア・スポーツ省大臣 (英)

11:00~1:00 主会場ディベート 子どものニューメディア—アクセス、所有権、最上の質

(提供:Bertelsmann/第2回テレビと子どもサミット)

司会:C・ランゲン Bertelsmann 財団 (独)

司会:J・ブラウニング WIRED Europe支部記者 (英)

C・シールワーナー @ccess 4 @II 代表 (米)

R・ウインター

European Broadcasting Union(EBU)教育担当（スイス）
 N・一色 子どものメディア調査グループ（日）
 11:00～12:30 分科会A バイトで少しづつ学ぶ
 司会:U・M・フローラス TV1教育担当（フィンランド）
 W・Pye MBE Wendy Pye Group ディレクター
 （ニュージーランド）
 B・ボッシュ DigiVision GbR 共同経営者（独）
 R・ムッジエ BBC Learning Station ディレクター（英）
 分科会B ドットに参加する（提供:Nickelodeon）
 司会:D・フォンテ Scholastic Inc 副社長（米）
 S・ヘニングス BBCマルチメディア部主任（英）
 E・バロン Canal J プログラム部主任（仏）
 S・ウェブ Nickelodeon Online Creative and Media works（米）
 2:30～4:30 主会場ディベート 世界に流れ出す情報
 司会:M・フィリップス ジャーナリスト（英）
 M・ムーデリー K-TV社長（南ア）
 L・オズボーン ABA基準部長（豪）
 P・ミッセル Microsoft Interactive systems Manager（米）
 S・パパス DG X部長（European Commission）
 C・リベルト Canal+European Affairs, ディレクター（仏）
 3:00～4:30 分科会C 寝室で何が起こっているか—若い人たちとニューメディア（提供:Canal J）
 司会:J・グローベル ユトレヒト大学教授（蘭）
 B・アグラワル TALEEM 研究財団（インド）
 S・リビングストーン ロンドン大学経済社会科学研究科教授（英）
 K・モントゴメリ Center for Media Education 代表（米）
 M・タロッツィ ボローニャ大学教授（伊）
 分科会D 子ども向けのインターネットプログラム
 司会:F・ゲッチャル TCC前社長（米）
 J・ギボンズ The Microsoft Network ディレクター（英）
 P・ニコーラ ACTF ニューメディア主任（豪）
 D・ヒリス Disney USA 調査と開発部門副社長（米）
 5:00～5:45 全体会 アジアフォーラム
 <13日（金）未来>
 9:00～10:30 全体会 次の100年へ向けて（提供:YTV Canada, Inc）
 司会:D・クリーマン American Center for Children's Television（米）
 I・マトセッペ・カサブリ Free State Province Premier（南ア）
 P・エドガー ACTF理事（豪）
 C・ベラミー ユニセフ Chief Executive (UNICEF)
 L・ヘグジー BBC子ども番組部主任（英）
 K・フリッシャル Nickelodeon International 取締役（英）
 11:00～1:00 最終全体会 子どものテレビ憲章を越えて
 司会:A・ホーム 第2回「テレビと子ども」サミット代表（英）

積極的に発言する 子どもたちに感動

篠塚 公
(立命館大学社会学研究科)

私は今年の3月にヨーロッパを旅行したが、ちょうどその時にロンドンで「テレビと子ども」世界サミットが開かれており、それに参加する機会を得た。サミットには様々な国のメディア・リテラシー研究者やメディア制作者が集まってきており、彼らと知り合い会話を交わすことができ、さらに、子どもたちのイニシアティヴによって運営されるプログラムにも参加することができた。今回は、子どものプログラムの内容とそこから私が学んだことを書いてみたい。

●子どもたちによるマスタークラス

サミット期間中には、子どもたちが司会を務めて、大人も参加することができるマスタークラスが4回開かれた。その内容は①子ども番組に対する提案、②子どもへのインタビューの仕方、③子どもの権利憲章について、④未来のテレビと子どもの関係、に関して討論し考えるものだった。

私は4回目のマスタークラスに参加した。そのテーマは、「もし大きくなってテレビ番組をつくるとしたら、未来の子どもたちのためにどのような番組をつくるか」というものである。まずははじめに、未来の「テレビと子ども」サミットではどのような議論が行われているのかを想像して、子どもたちが劇を発表したが、それはユーモアにあふれており、大人たちの間からは絶えず笑いが起っていた。カメラを手にして自分たちのパフォーマンスを撮影する役割も、子どもたちが担当していた。

劇の終了後、大人が質問をして子どもたちが答えるという形式でディスカッションが行われたが、参加した子どもたちは、意見を求められると積極的に手を挙げて、熱心に意見を述べていた。



大人の質問に答える子どもたち

●大人へのインタビューを映像化

子どもたちはサミットの期間中、その内容を子どもの視点から記録する『Summit Video Diary』のビデオ制作活動も行っていた。このビデオ作品はサミット最終日の全体会議で公開され大喝采を博した。

それは、子どもたちがサミットに参加した世界各国の番組制作者や研究者にインタビューしている映像をつなぎ合わせて構成されている。インタビューにはボスニア・ヘルツェゴビナ、イタリア、ナイジェリア、南アフリカ、日本、イギリスなど様々な国からの出席者が登場している。彼らは、子どもたちの質問に答えて、子ども向け番組のあり方について、子ども番組における表現の問題、規制、Vチップ問題、世界各国の子ども番組事情、子ども文化などについて率直に意見を述べている。



大人に質問をする子どものインタビューアー

子どもの質問のなかで特に興味深かったのは、「いま、子どもの間で何が流行しているか知っていますか」という問い合わせである。大人たちが答えられずに困った表情を見せると、子どもは玩具

の光線銃を取り出し、相手に向けて撃つ仕草をする。そのような暴力的な玩具が子どもの間で人気があることは大人には意外だったらしく、驚いた表情を見せる人が多かった。



子どもたちの間で人気のある「光線銃」を向ける子ども

●子どもが参加することの意味

以上のように、第2回「テレビと子ども」世界サミットでは、子どもたちが会議に主体的に参加する姿が多くみられた。私はこのプログラムに参加してみて、子どもたちが積極的に発言し、行動する姿に実に新鮮な感動を覚えた。

このように子どもたちが実際に会議に参加し、劇や映像作品をつくるなかでメディアについて学び、大人と対話を深める機会が設けられたことは、今回のサミットでは非常に大きな意味を持っていたのではないだろうか。その成果として、新たに「電子メディアに関する子どものテレビ憲章」が子どもたちの立場から発表されている。その憲章の前文のなかで子どもたちは、多くの番組のなかで自分たちが見下されていることや、自分たちの意見が尊重されないことを痛烈に批判している。

私はサミットに参加することで、子どもとメディアの問題を考える際には、子どもの権利を尊重することが不可欠であることを身を持って学ぶことができた。今の日本では子どもたちが主体的に考え行動する機会がどれだけ設けられているだろうか。また、サミットに参加していた子どもたちのように主体的な子どもの存在を、はたして大人たちは視野に入れているだろうか。私たちがこの「電子メディアに関する子どものテレビ憲章」から学ぶべきことは非常に多い。

電子メディアに関する子どものテレビ憲章前文

1998年3月13日

- ・私たち、サミットの若い参加者は私たちをここに招き、世界中の子どものテレビについて私たちの意見を表明する機会を与えてくれたサミットに感謝する。
- ・私たちは世界中の、あらゆる年代の子どもたちを代表している。
- ・私たちは私たちの意見があまり尊重されていないと感じている。私たちは私たちが何を望んでいるか、何が必要なのかを尋ねられることがない。
- ・子どもたちのためにつくられている多くの番組が子どもたちを見下している。
- ・一部の番組はあまりにも多くの暴力のための暴力を含んでいる。私たちはアクションが大好きだが、それは必ずしも暴力的でなくてもいい。私たちはテレビが問題解決の答えとして暴力を奨励することを望まない。
- ・一部の番組は子どもを搾取している。子どもに玩具を売ったり製品を売るだけのためにつくられている。
- ・私たちはすべての子どもがテレビで自分と同じような子どもを見ることができることを望む。どうしてテレビに出る子どもはめがねをかけていてはいけないのか。どうして太っていてはいけないのか。世界中の多くの子どもたちは、自分たちが使っている言語で話す人々をテレビで見ることが出来ない。アメリカからの番組しか見ることができないこともある。
- ・このような状況を変えるために、私たちはこの「子どものテレビ憲章」を書いた。

電子メディアに関する子どものテレビ憲章

- 1 テレビやラジオについて子どもたちが述べる意見は、尊重されなければならない。
- 2 子どものための番組制作においては子どもの意見を聞き、子どもを関与させなくてはならない。
- 3 子ども番組には音楽、スポーツ、ドラマ、ドキュメンタリー、ニュース、コメディーなどが含まれなければならない。
- 4 子どもたちには海外の番組だけでなく自国で制作した番組がなければならない。
- 5 子ども番組は面白く、楽しむことができ、教育的で、相互交流できるもので、身体的発達、精神的発達を促すものでなくてはならない。
- 6 子ども番組は正直で現実的でなければならない。子どもは世界で何が起こっているかについて真実を知る必要がある。
- 7 どの年代の子どもにもその年齢にあった番組が必要であり、その番組は子どもが視聴できる時間に放送されなければならない。
- 8 子どもの番組はドラッグやたばこやアルコールに対して否定的でなければならない。
- 9 子どもは番組放送中、コマーシャルなしに番組を見ることが出来なければいけない。
- 10 子どものテレビには子どもを尊重する、見下したりすることのない司会者が起用されなければならない。
- 11 暴力のための暴力、問題解決のための暴力が奨励されてはならない。
- 12 テレビ制作者は視聴障害や聴覚障害を持つ子どもを含め、すべての子どもが子どものための番組を見たり聞いたり出来ることを確認しなければならない。番組はその子どもが見ている国語に翻訳されなければならない。
- 13 すべての子どもは自分の言語や文化をテレビで見たり、聞いたりできなければならない。
- 14 すべての子どもはテレビで平等に扱われなければならない。これには年齢、人種、障害を持つ者、持たない者、そしてすべての身体的外見の平等が含まれる。
- 15 どの放送組織も子ども番組やテレビに関する問題、権利について助言する子どもたちを持たなくてはならない。

私はこの憲章に従うべく最善を尽くすことを約束する。

署名

(FCT市民のメディア・フォーラム)

■特集2

カナダにおける放送業界とVチップ

— AGVOTによるCRTCへの報告書を中心として —

AGVOTとは1993年にカナダ放送協会、民間放送連盟、カナダ広告協会、ケーブルテレビ協会、映画・テレビ制作協会などの業界が共同で設立した「暴力に反対するアクショングループ」である。1996年にCRTC（カナダ・ラジオ・テレビ・コミュニケーション委員会）はこのAGVOTに対して「Vチップに関する分類システム」をまとめるよう要請した。この要請を受けてAGVOTに属する放送企業が協力して1年以上にわたる会議、聞き取り調査などを行い、その結果を踏まえて作成したのがここに紹介する「CRTCへのAGVOTからの報告書」(Report to the Canadian Radio-television and Telecommunications Commission from the Action Group on Violence on Television)である。

AGVOTの会議には、今後CBSC（カナダ放送基準審議会）が暴力番組分類に関する苦情処理機関となることから、CBSCからのオブザーバーも出席している。AGVOTは8ヶ月の間に5回の検討会議を持ち、次のような基本事項に同意している。①CRTCは暴力内容だけの分類を要求したが、暴力以外にも下品な言葉、性的描写、ヌードなどを考慮した、より包括的な分類システムを採用すること、②Dr. ジョセフソンの研究結果に基づき、年齢区分の境界を8歳と14歳と大人向けの18歳に置き4つに分けること、③大人向けの番組は9時以降に放送されなければならないことなどである。

暴力的内容に関するカナダのテレビ番組分類(CTR)システム

AGVOTは最終的にカナダテレビ番組分類システムにおいては番組を、1) 分類から除外される番組、2) すべての子どもを対象とする番組、3) 8歳以上対象、8歳以下は大人と共同視聴が必要

な番組、4) 全年齢者、家族全員を対象とする番組、5) 一般向けだが8歳以下には適さず、8歳～13歳は大人との共同視聴が必要な番組、6) 14歳以上を対象とする番組、7) 18歳以上、大人向けの番組、の7つに分類している。

①CTR-E：分類から除外される番組

ニュース、スポーツ、ドキュメンタリー、その他の情報番組、トークショー、ミュージックビデオ、バラエティー番組

②CTR-C：すべての子ども対象

＜解説＞

- CAB（民間放送連盟）の暴力に関する自主放送基準に則していかなければならない。
- 8歳以下の子どもを対象とするので、子どもの安心感や幸福感を脅かすようなテーマには特に注意する。現実的な暴力場面は全く含まない。攻撃的行動の描写はほとんど無く、あったとしても明確に空想的で非現実的であるとわかるものに限る。

＜暴力のガイドライン＞

- コメディータッチで非現実的な描写を時々含み得る。

③CTR-C 8+：8歳以上の子ども対象、8歳

以下は親／保護者とともに視聴

＜解説＞

- 暴力を問題解決の方法として、好ましい方法、受容できる方法、唯一の方法として描かない。視聴した危険な行為を子どもが模倣するのを促すような描き方をしない。
- この分類では幼児には適切でないテーマが扱われる可能性があるが、この様な番組は幼児向けとは明確に区別し、8歳から12歳の子どもに対しても慎重でなくてはならない。

<暴力のガイドライン>

- ・現実的な描写は少なくし、他の行動とは区別されており、非集中的で、常に暴力の結果を伴ったものでなければならない。
- ・暴力の描写は物語の進行、または人物描写に必要なものでなければならない。
- ・ちょっとした身体的暴力、コメディータッチの暴力、喜劇的恐怖、特別な効果（空想、超自然、アニメの暴力）などを含んでも良い。

④CTR-FAM：すべての年齢、家族全員対象

<解説>

- ・一般的オーディアンス向き、特に子ども向けというわけではないが、小さい子どももオーディアンスに含まれ得る。ほとんど身体的、言語的、感情的な暴力を含まない。
- ・幼い子どもの安心感を脅かすようなテーマについては慎重でなければならない。暴力行為の結果を矮小化したり、曲解したりするような現実的暴力シーンは含まない。

<暴力のガイドライン>

- ・できるだけ少なく、頻度を低くする。
- ・コメディータッチの非現実的描写を含み得る。
- ・物語の筋に関係なく、恐怖を与えるような効果を持つ場面を含まない。

⑤CTR-PA：一般向けだが、8歳以下には適さない。8～13歳の子供は親や保護者と一緒に視聴する。

<解説>

- ・論争的なテーマ、問題を扱うことがある。10代前後が視聴者であることを認識し、模倣行動を触発したり、暴力行為の結果が矮小化されないように注意する。

<暴力のガイドライン>

- ・葛藤や（または）攻撃性の描写は限定的で、適度でなければならない。身体的、空想的、超自然的暴力を含むことができる。
- ・このような描写は至る所にあってはならず、テーマや筋書きや人物描写の文脈の中で妥当性を持つ

つものでなければならない。

⑥CTR-14+：14歳以上対象

<解説>

- ・14歳以下には不適当なテーマや内容を含み得る。現実的な様式で大人のテーマ、社会問題を扱っているので10代前後に見せる場合は親は慎重に判断する必要がある。

<暴力のガイドライン>

- ・物語の進行において暴力が支配的な要素の一つであっても、プロットや人物描写の展開に即していなければならない。
- ・集中的暴力シーンを含みうる。

⑦CTR-18+：18歳から大人向け

<解説>

- ・18歳以下には不適切である内容を含む番組

<暴力のガイドライン>

- ・プロット、人物、テーマの展開に即した暴力描写が行われるが、大人の視聴を前提としており、18歳以下には不適切であるもの。

専門家、関係者からの聞き取り調査

この分類について AGVOTは様々な関係者からの聞き取り調査を行っている。その結果のいくつかを次に取り上げる。

- ・CEM（文化環境運動：ガゼット前号紹介の「人々のコミュニケーション憲章」を発表している）はトーク・ショー、スポーツ、ミュージック・ビデオなどが分類されないので、Vチップは親に誤った安心感を与えてしまうとコメント。
- ・CAMEO（メディア教育組織連合）代表J. プンジャンテは包括的分類に賛成。分類システムを広報するだけでなく、CABの暴力に関する自主放送基準、メディア・リテラシーガイド、ジョセフソンの研究結果の抄訳を配布することを提案。このような資料により親が分類システムを有効に使う手だてとするとなると指摘。
- ・子どもとテレビ全国連合の委員長ウィルキンソン

ンは、暴力だけでなく子どもの安心感に脅威を与える内容にも言及するべきであり、また分類で模倣行動を誘発しないように注意していることを評価。

1997年試行実地調査

Vチップ実地調査に先立って、実地調査の対象となる500家庭を募るために、Environicsリサーチ・グループは、1997年1月、2月に3歳から12歳の子どもが居る家庭に3~4週間の調査協力を電話で依頼している。

調査協力者を見つけるのは非常に難しく、トゥロワ・リヴィエールでは5000家庭に電話をかけ、やっと89家庭の同意をとりつけたという。最終的に500家庭は確保できず374家庭を対照とした実地調査になっている。この理由として「カナダ人のうち73%が現在もテレビ暴力に関心を持っているが、Vチップ技術に対する関心はこの2年間に66%から55%に下がっている」からであるとしている。

Vチップ試行実地調査の結果

実地調査の後、Environicsリサーチ・グループが電話調査を行ったが、主な結果は次の通りであった。

- ・以前とは異なる新しい画像でのメニューは92%がわかりやすいと評価。
- ・Vチップ継続に大変興味がある人は29%、いくらか興味があるのは28%であり、全体の約半分がVチップ利用の継続に興味を示す。
- ・内蔵型でない独立型のVチップボックスは評判が悪く、11%のみが支持、64%がテレビに内蔵されるべきだとしている。

このほか、実験グループによる話し合いから明確になったことは、Vチップに対する高い意識が参加者のVチップに対する高い期待を生み、実際には失望をもたらしたという事実である。参加者はVチップを重要視し有効だと考えているが、Vチップがこのままで市場に流れるのでなく将来改良されるだろうと考えており、このままで普及す

るとは思っていない。電話による調査ではほとんどの人がVチップの操作は簡単だと答えているが、実験グループの討論で具体的な問題点をあげてもらったところ、次のような意見が出てきている。

- ・独立型のボックスやそのためのリモートコントロールを嫌う。別のコンバーターが必要な人からの苦情、VCRが使いづらいことへのかなりの不満がある。
- ・ほとんどの人が今の状況のままではボックスは購入しないと言う。
- ・Vチップには賛成だが技術革新が必要という意見が多く、現在のものは初期段階という考えを持っている。
- 以上のはか、技術面に関する問題として次のような問題もあげられている。
 - ・Vチップは2言語で3~4の異なる分類システムを処理しなければならない。
 - ・一部の電波システムに、Vチップのフィールドデータが読めないものがある。
 - ・Vチップデータは平均して3秒に1度送られているが、それでも参加者は遅いと感じ、チャンネルをサーフし始めてからも、前のチャンネルで映像がロックされた場合、ずっと番組がブロックされることがある。
 - ・TVの上に独立したVチップボックスを置かなければならない。
 - ・VチップボックスをVCRまたは外付けのコンバーターにつながなければならなかったため、視聴しながら録画が出来なくなった。
 - ・場合によっては4つのリモートコントロール、チューニング用、Vチップ用、VCR用、テレビ用を用いなければならない。
 - ・接続を取りはずせばVチップは簡単にはずせる。なお、最終的にはカナダの分類システムの名称だけをアメリカのシステムに合わせ、FAM (Family) をG (General) に、PA (Parental Advisory) をPG (Parental Guidance) に名称変更するとしている。

(まとめ 宮崎 寿子)

Vチップをめぐる議論についてのFCTの見解と提言

FCT市民のメディア・フォーラム

1998年6月22日

文部省中央教育審議会の中間報告が提出され、1996年の「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」中間報告に引き続いて、Vチップの導入が再び検討されている。FCTではこの問題に関してアメリカ、カナダをはじめとする世界各国における議論と取り組みの経緯を詳細に検討し、日本のテレビ状況についても多角的に分析してきた。以下はその結果に基づくFCTの見解と提言である。

FCTは、現時点でのVチップ導入には反対の立場をとる。その理由は決してVチップが「放送における表現の自由」を脅かすといった理由からではない。カナダや米国における分類システムを見てもわかるように、18歳以上のカテゴリーのなかで番組を放送する自由は確保されている。FCTが導入に反対する理由は、何ら議論の広がりもないままVチップを導入することによって、テレビの問題がすべて解決したかのような幻想が定着することを懸念するからである。日本のテレビにかかる問題は暴力だけではなく、より根源的に「メディアと人権」に関する問題、なかでも社会的弱者に対するいじめ、ジェンダーステレオタイプ、性の商品化など他の多くの問題を含んでいる。これらのこと除外して、単に暴力だけに注目することは、かえってメディアが抱える大きな問題を見えなくしてしまう危険性が大きい。今日の子どもをとりまくメディア状況を変えるにはこれらの問題を包括的に考えることが必要である。

1. このような問題に取り組むためには、すべての市民（メディア関係者、研究者、政府関係者などを含む）がメディアを主体的に判断し発言していくための力となるメディア・リテラシーを獲得することが基本的に不可欠であり、そのための取り組みが社会のあらゆる領域で早急かつ具体的に構想され、実践されなくてはならない。
2. 同時に、メディア、なかでも放送事業者がなすべきことは、メディア・リテラシーの展開に参加することはむろんであるが、それだけでなく、より積極的に子どものテレビ環境を望ましい方向へ変えていくシステムの構築とその実践における自発的努力である。

FCTはこの20年間、実証的調査結果に基づき、市民の立場からテレビに関する様々な問題を指摘し、その改善を促してきたが、6月発行の「テレビジョン・モニタリング・プロジェクト」の結果報告にもあるように、その内容は決して市民生活や子どもの世界を豊かにするようなものにはなっていない。民主主義社会におけるメディアの役割は利潤の追求という市場論理のみに流されることなく、市民社会を形成していくために必要な様々な情報を提供し、異なる立場にある人々の多様な価値観を十分に反映することである。放送事業者が現在の放送番組やその編成を省みることなく、改善へ向けての自主的努力を怠るならば、「有害情報」を閉め出す「規制」を求める声が一層大きくなり、放送事業者が堅持しようとする「放送における表現の自由」がますます脅かされていくことは避けられないだろう。

以上の状況を踏まえ、FCTは現在の子どものテレビ番組及びその編成をめぐって放送事業者と視聴者・市民が活発な対話と議論を展開することが必要であると考える。このような対話を始めるために放送事業者はFCTとともに次のような活動を行うことを提案する。

- ①NHK、民放各局および民間放送連盟はそれぞれ子どものテレビに関して、その方針を具体的に記述した新しい自主放送基準を1998年10月31日までに作成し、それを新聞、インターネットを通じて公表する。
- ②その基準に関連して番組に対する苦情、質問、意見を常時受け付ける機関を設置する。
- ③FCTも10月31日までに独自の子どものテレビに関する放送基準を作成し、それを各局の作成した放送基準と対照させることによって基準をより充実させる。
- ④FCTはその基準をもとに、全国の視聴者・市民とともに現在行っている「テモ・プロジェクト」（テレビジョン・モニタリング・プロジェクト）の一環として、具体的に個々の番組及びその編成のモニターを行い、その結果を公表し放送局に提言を行っていく。

なお、このFCTの見解と提案は6月22日をもってFCTのインターネット上に公開し、10月31日までの経緯も逐次インターネット上に公開しながら放送事業者との対話を展開していく予定である。以上のようなFCTの提案に対する各局のリアクションができるだけ早くFCTにいただけるように期待する。

(<http://www.ritsumei.ac.jp/kic/so/seminar/ML/fct/index-j.html>)

返送先：FCT FAX事務局 045-941-8214

■特集 3

韓国でのメディア・リテラシー・ワークショップ

— 東アジア地区会議からの報告 —

アジア地区4ヶ所で開催予定のメディア・リテラシー・ワークショップ(WACC主催)の第1回め、東アジア地区ワークショップが、昨年の9月8~11日にかけてソウルで開催された。このワークショップは、韓国のキリスト教アジア研究所(CCAS)と日本ルーテル・アワーが中心となり企画したもので、日本、韓国、台湾、香港、中国から13人が参加し、東アジア地区におけるメディア・リテラシーの現状と今後の計画について話し合った。4日間にわたるワークショップでは、各国の実践例が詳しく報告され地域(文化)に密着したメディア・リテラシーの展開と情報交換の必要性が強調された。各セッションの内容は次の通り(報告順)。

- ①「韓国におけるメディア教育の取り組み」西江大学: チェイ・チャンスプ教授(韓国)
- ②「インディペンデント・フィルムの推進と民主化の手段としてのビデオ制作」香港アートセンターディレクター: ジミー・チョイ氏(香港)
- ③「パブリック・キャンペーンとマスマディア」高麗大学校: シム・チェチュル教授(韓国)
- ④「コミュニティのエンパワーメントにつながる若者のビデオ制作を推進するためには」同上: ジミー・チョイ氏(香港)
- ⑤「メディアとジャーナリズム」(梨花女子大学: イー・チェギュン教授(韓国))
- ⑥「日本におけるメディア・リテラシーの取り組みとFCTの活動」FCT: 猪股富美子(日本)
- ⑦「韓国のメディア・モニタリング活動その1」ソウルYMCAグループ(韓国)
- ⑧「韓国のメディア・モニタリング活動その2」ソウルYWCAグループ(韓国)
- ⑨「コンピューターとメディア・リテラシー」日本ルーテルアワー: 湯口隆司(日本)
- ⑩「東アジア地区における今後の課題と抱負」全体セッション

●韓国の取り組みと実践: ハイライト

今回のワークショップでは、韓国から5組の報告者があり、メディア・リテラシーに対する韓国の取り組みの熱心さに驚かされた。

初日の8日には、韓国のメディア・リテラシー分野で指導的立場にある西江大学のチェイ・チャンスプ教授が、政府機関と教育機関共同による韓国の大規模なメディア・リテラシー・プログラム計画(SSM-AME SCHEMA)の概要を説明した。同教授によれば、1975年に開催されたカトリック3団体による香港会議が韓国のメディア・リテラシーの新しい出発点になったという。その時紹介されたオーストラリアのメディア・リテラシーは、韓国の教育関係者に大きな影響を与えたが、実際にそれを広める努力にはまったく関心が集まらず、その後20年間、韓国のメディア・リテラシーは停滞を余儀なくされたという。そして1995年、学校での暴力が社会問題化し、ようやく人々の関心がメディアに集まるようになった。文部省が動き出したのを機に、1万8千人の教師・教育関係者を集めた全国規模の会議やメディア・リテラシー・キャンペーンが相次いで行われ、翌年の1996年には大手新聞社協賛のメディア推進キャンペーンも展開された。「現場の教師や文部省がメディア・リテラシーの必要性を認識していない限り全国規模の展開は無理。」チェイ教授はこう主張している。

この他、韓国におけるメディア・リテラシーの展開に大きな役割を果たしているのが、国内で活発なメディア・モニタリング活動を行っているYMCAとYWCAである。市民によるメディア・リテラシーの実践例として、ソウルYMCAとソウルYWCAがその活動の内容を詳しく報告した。

TVを中心としたモニタリング活動を行っているソウルYMCAが本格的なメディア・リテラシー教育に着手し始めたのは1985年。メディアに対するクリティカルな理解を深めることに重きをおい

た3日間にわたるセミナー・ワークショップが開催されたが、このプロジェクトの企画に加わり、ワークショップの講師として中心的に関わったのが、代表の鈴木みどりであった。これをきっかけとして、家庭や学校、市民グループを中心とした「視聴者運動」が徐々に組織化されていった。「民主的なメディアのなかった時代にメディアを批判的に見る目を養うことができたのも、モニタリング活動のおかげ。メディアを人々にもっと近づけ、創造的な道具としてそれらを用いるためにも、モニタリングは不可欠。スタッフらはこう強調している。

この他、中高生を対象に行われたメディア・リテラシー夏期キャンプ（4日間）と全国メディア・モニタリング・キャンペーンで使用された「メディア日誌」が配布され、具体的な実践方法から運動の組織化にいたるまで詳しく紹介された。なかでも、TV番組やCMの分析シートに対する参加者の関心が強く、「自分の国でもぜひやってみたい」という声が相次いだ。ソウルYMCAでは、今後の活動目標として「教育改革によるメディア・リテラシー教育の制度化」「生涯教育としてのメディア・リテラシー教育の体系化」などをあげている。一方、プリント・メディア中心のモニタリング活動を展開しているソウルYWCAは、韓国の漫画市場の実態とそのモニタリングについて報告した。折りしも、韓国では続発する校内暴力の原因として日本製漫画の追放運動が始まったところだった。「暴力漫画によって韓国は第二の植民地時代を迎えており（7/6 朝鮮日報）とマスコミもかなりヒステリックな反応を示しており、YWCAの報告もおのずと痛烈な日本漫画批判に転じていった。この報告が口火となり、「日本の大衆文化のアジア進出」について各国から活発な意見が出た。TV番組からアニメ、音楽、ゲームソフトにいたるまで、いずれの国でも日本の大衆文化は子どもや若者に大人気のようだ。「暴力シーンや露骨な性描写の多い日本メディアの問題点が市民のあいだで真剣に議論されるようになった。」一部の参加者はこう指摘している。

●東アジア独自のネットワーク作りへ

セッションではこの他、FCTが、日本のメディア・リテラシーの現状とFCT独自の取り組みについて発表した。これまでのモニタリング活動の成果のほか、直前に実施されたTEMOプロジェクトの概要や最近のフォーラム活動についても報告した。さらに、香港のビデオ活動家で香港アートセンターのビデオ映画部門の主事でもあるジミー・チョイ氏が、米国の高校生やブラジルのストリート・チルドレンによるビデオ作品を紹介し、市民のエンパワーメント手段としてのビデオ制作について報告した。「子どもたちや若者に自由な映像表現の場を与えることは、メディアそのものの民主化にもつながる。」チョイ氏はこう結んでいる。

各セッションは、主に韓国、日本、香港からの報告を中心にして進められたが、その後の話し合いでは、台湾や中国からも活発な意見や質問が出た。特に、韓国や日本で実践されているモニタリング活動に興味を示した参加者が多く、FCTやYMCA、YWCAに対する質問が集中した。最終日に行われた全体会では、ワークショップの成果を評価する声が相次いだ。「台湾マスメディア委員会」のディレクターを務める施聖導牧師（台湾）は、「韓国や日本での実践から学ぶことは非常に多い。欧米の価値観に縛られない東アジア独自の発想と方法論を探っていく必要がある」と、「中国婦人報」国際部副主任の陳本建氏（中国）は、「今回のワークショップで得られた情報は、中国のメディアの民主化に大いに役立つもの。東アジア独自の情報ネットワークを築き、互いに情報交換しながら学んでいきたい」とそれぞれ今回のワークショップの意義を高く評価している。

最終日の全体会「東アジア地区における今後の課題と抱負」では、各国のネットワーク作りの第一歩として、同ワークショップの報告書（英文）が発行されることになった。現在、韓国と日本を中心に、インターネットを利用した編集作業が進められており、ワークショップ後も活発な情報交換が行われている。（まとめ 猪股富美子）

■特集4 大学院生の修士論文

A S E A Nにみる国際コミュニケーションと地域統合

関根里砂（慶應大学 政策・メディア研究科修士課程修了）

本論文は、1995年に世界約50ヶ国が参加した外国ニュース報道に関する国際共同研究で得たデータから、地域レベルのニュースの流れのメカニズム、およびその流れに影響を与える政治的要因、A S E A N委員会の活動と域内協力政策も含めてA S E A Nにおける国際コミュニケーションの本質を捉えようとするものである。その際、地域統合理論を用いてA S E A Nの統合傾向を分析する。

地域統合理論は西ヨーロッパ統合の動きに刺激され、1950年代から60年代にかけてアメリカの学者の間で急速に発展した。この理論はアーネスト・ハースを代表的理論家とする新機能主義とカール・ドイッチの交流主義という二つの潮流において政治学的業績が残されているが、本研究では、統合の進展を国家間のコミュニケーションによる相互作用に求める交流主義理論の仮説に基づきA S E A N地域協力、A S E A N委員会の活動と域内協力政策も含めて同地域における国際コミュニケーションの本質を捉えようとするものである。ドイッチの交流主義理論は、国家間の交流の仮説を次のように説明している。

- ① 二つのグループの交流拡大によって、相互の特徴が伝達され、互いにとって顕著になる。
この特徴はポジティブ、ネガティブ双方の可能性を持つ。
- ② 相互を満足させるような交流の増大は、相手に対するポジティブな特徴を明らかにする。
同じ論理で、相互に剥奪するような交流はネガティブな特徴を顕著にする。
- ③ ポジティブな特徴の顕在化に伴い「協力」と「統合」の実現可能性は高まる。反対に、ネガティブな特徴の顕在化は分裂や対立の可能性が高くなる。

ドイッチによれば、相互の交流が人々によって確認されると、交流に参加する人々を含むグループあるいはコミュニティのイメージが形成される。

この交流により、相互の関係を重要なものと認識し、集団としてのイメージがさらに強化された結果、「共同体感」および「帰属意識」が芽生えるとされる。このような「共同体感」「帰属意識」をもたらす「凝集性」(cohesiveness)はコミュニケーション、トランザクションの増大による国家間の相互作用によって促進されるという。そして、このような国際コミュニケーションによる交流増大の結果、紛争の平和的解決を保障する「安全保障共同体」が形成され、統合は成功したことになる。

A S E A N各国は「ジャカルタ宣言」(89年)に調印したが、この中で各の報道機関が、政治的安定・経済成長・社会主義・凝集性の強化・人材資源の開発を含めたA S E A Nの願望の増進に寄与することを求めている。また「A S E A N設立宣言」では「平和と連帯の精神によって地域協力を促進する」とし、「A S E A N協和宣言」でも「平和、自由、中立」「域内不和の解決においてもっぱら平和的手段を探る」と掲げていることから、域内の結束による平和と安全を強く志向する「安全保障共同体」と捉えることができる。

A S E A Nの連帯を強め、「安全保障共同体」を維持するための各政府による政策は、マスコミュニケーションの役割を重視しており、交流主義理論で統合促進要因とするコミュニケーションの増大を政策的に狙っているが、その代表的なものがニュース交換システム(A S E A N News Exchange=ANE X)である。

ANE Xは、1981年に開始されたアンタラ(インドネシア)、ベルナマ(マレーシア)、タイ、フィリピンの4通信社間で記事を交換するネットワークである。諸国政府は、ANE Xの役割として、ニュースの流れの不均衡是正、域内各国の相互理解促進、地域の連帯への貢献を期待しているが、その編集ガイドラインには、各国の政策や目

標を隣国に報道すること、政治的対立を招く話題を回避することが条件とされていたため、交換される記事内容はポジティブなものが多いとされる。今回の分析結果でも、その傾向は明らかであった。

国際共同研究では、ASEANのニュース交換といった政策的努力による域内のコミュニケーション（ニュース報道）増大がASEANの連帯を強め、統合を導いたと仮説を立て、インドネシア、マレーシア、タイの3ヶ国の新聞・テレビのデータを用いて検証を行った。その結果によると、ASEAN報道はどの国でも外国ニュース全体のうち1%～2%程度であったのに対し、国際通信社を出所とする先進国（アメリカ、イギリス、フランスなど）のニュースが10%～20%を占めていた。ニュース交換政策によって記事の伝送量は増加しているにも関わらず、これらの国のメディアはASEANに関するニュースをあまり扱っていない。しかし、ASEANに関する記事が国内通信社（ANELEX加盟）による報道の場合に限って、否定的ではなく建設的な内容が圧倒的多数を占めていることから、統合を実現するための政策が大きく影響を与えていていると考えることが出来る。

安全保障共同体としてのASEANで域内ニュース報道が少ない原因は、その政策にある。地域統合の理論ではコミュニケーションの増大に伴って国民レベルで「下からの」自発的交流が促進されることを前提とするが、ASEANはこのような国民レベルの交流（ここでは外国ニュース報道）が行われていないことになる。つまり、政府間のネットワークにより平和が確保され、安全保障共同体の形成に至った、いわば「戦略的」統合であり、ニュース交換ANELEXを始めとする種々の政策も、国民の自発的なニュース欲求を生み出すものではなかった。

ASEANは、平和と安定を求める域内政府のネットワークによる「上からの」統合を成功させるため、「下からの」結束強化を目的としたニュース交換のシステムを導入し、協定などを通し、マスコミュニケーションの役割に期待しているのである。しかし、今回の分析結果によって明らかに

なった問題は、ASEANの政策が各国のニュース報道に反映されていないことである。

ANELEXを代表的な手段として凝集性を高め、国民の間に地域的なアイデンティティをもたらすことを期待するコミュニケーション政策は、実質的には国民レベルにおいて影響力を及ぼしていない。その原因は、ANELEXそのものにある。

ニュース交換の編集基準「ASEANへの関心を増大させる」「国家的イメージに焦点を合わせる」「発展に関するニュース・文化的ニュースの強調」「政治的対立を招く話題を回避する」については、各国ジャーナリストを中心に批判も多く、実際に編集者がニュース交換や国内通信社の記事よりも、正確で信頼できる国際通信社の記事を選択して報道している傾向も指摘されている。

すなわち、諸国政府の統合進展への期待はその政策における報道への介入から、最終的には統合発展に対する否定的な影響力となっているのである。

「上からの」戦略的統合を遂げたASEANにおいて自発的な情報交流を促進するためには、ジャーナリストや編集者をはじめ国民全体が信頼できるニュース記事が（政府が介入しない形で）提供される必要がある。情報化の進展によって、政府系の通信社のみならず様々なルートでの相互交流実現が期待されるが、同地域の平和と繁栄に貢献するニュースに限らず、国民の求めるあらゆるニュースが報道されることが望ましい。記事の信頼度が向上することによってはじめてニュース交流増大の可能性が生じるのである。

このような「下からの」自発的交流の進展によって、ASEANはドイツが指摘したような共同体として国民レベルでの信頼感や地域的アイデンティティを醸成しているのであろう。

（要約）

1998年度修士論文

（指導：総合政策学部 伊藤陽一教授）

■会員コラム

インターネット時代こそ、メディアリテラシー教育を

山内 祐平（茨城大学）

私は学校におけるテレビやコンピューターなどのメディア利用について研究している。最近は、小学校でのフィールドワークも行っており、インターネットが学校にもたらす影響について考察を進めている。

●学校にインターネットがやってくる

学校といえば、黒板とチョークのイメージがあつて、コンピューター やインターネットに無縁の世界のようだが、最近は、コンピューターの導入も進み、インターネットに接続している学校も増えてきている。文部省の調査では、公立学校の9.8%がインターネットに接続しており、2003年までには、全小・中・高等学校をインターネットに接続する計画になっている。この計画が実現すると、子どもたちは電子メールを使って海外の学校と交流したり、ホームページを使って調べものをすることができるようになる。教え込み中心の授業から、子どもが自ら学ぶ授業への転換を考えれば、この計画自体は悪いことではない。

●情報化社会に対応した教育？

しかし、インターネットを導入する錦の御旗になっている「情報化社会に対応した教育」という部分に関しては、慎重に考える必要があるだろう。確かに、電子メールやホームページを子どもたちが華麗に使っている姿は格好がいいが、それだけでは問題の本質的解決になっていないのではないだろうか。

インターネットは巨大な情報のるつぼである。隠された真実もあれば、広く流通している虚偽の情報もある。民主社会を実現するために奮闘する人もいれば、クラッキング（システム破壊）などの犯罪行為を行っている人もいる。サイバースペースは、現実社会の壮大な写し絵なのである。

今から成長する子どもたちは、このような「も

うひとつの空間」と否応なくつきあわざるを得なくなってくるだろう。しかし、そのときは、コンピューターを操作することよりも、自分の視点を自覚し、膨大な情報に対して主体性を確立することがより重要な意味を持つのではないだろうか。

●インターネット時代のメディアリテラシー教育

私が危惧しているのは、インターネットの普及により、いっそう情報に対する批判的な精神が必要になってきているのに、それに対応する教育が行われていないことである。それは一言でいうと、インターネットと自分たちの関わりについて熟考する経験である。

そのイメージはカナダなどで行われてきたメディアリテラシー教育に近いだろう。従来メディアリテラシー教育の対象はテレビや新聞などが中心であったが、今後インターネットも当然その対象になっていくものと思う。

もちろんメディアリテラシー教育は学校だけで完結するものではない。家庭にインターネットが入ってきた場合にも様々な問題が起こってくること（有害情報のフィルタリングなど）を考えれば、家庭・社会・学校が力を合わせて対処すべき事柄としてとらえるべきだろう。

テモ・プロジェクト報告書 7月中旬発行 「ニュースと子ども番組を読み解く」

・第一部 第1回テモ・プロジェクト
(97年3月実施)

ニュース番組を対象とする分析

・第二部 第2回テモ・プロジェクト
(97年8月実施)

子どもと若い人たちを対象とした番組
頒布価格 1,000円（送料別）B5版、66頁

申込先 F C T 資料担当 新開清子

Tel/Fax 0466-81-8307

郵便振替 00190-3-84097 エフシーティー

市民の メディア・ネットワーク

・20年を越えた住民図書館

全国各地でNPOが発行しているミニコミ誌を収集している住民図書館は、ボランティアの運営委員の手によって運営され、その活動歴はすでに20年を越えている。ミニコミ誌は規模が小さく分野も限られるため、市場では成り立ちにくいという性格をもっている。住民図書館は、多様な価値観を提供することで情報選択肢の多い市民社会を保障し、豊かな市民社会を生み出す力となるという社会的使命に基づいて運営されている。昨年の利用者は153人で、会社員、学生、マスコミ関係者、市民活動グループなど様々な人が利用しているという。住民図書館の運営は会費、カンパ、入館料などでまかなわれているが、財政的には赤字であるため会員を募集している。年会費は一般会員3千円、維持会員6千円。閲覧可能な日は、月・水・金の10時から18時、土の10時から17時。入館料は200円。但し会員は無料。〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-31-2 ST北新宿ビル401 TEL/FAX 03-3361-4060（「住民図書館コミュニケーションペーパーぶりづむ 65号 1998年4月より」）

・「民衆のメディア連絡会」の活動

「民衆のメディア連絡会」は自主メディアの情報交換・交流の場として活動を展開している。自主映像作品の流通ネットワーク作り（VIDEO ACT）のほか、毎月1回の例会を開き、市民とメディアの問題に取り組んでいる。例会のテーマは1998年3月「放送を市民の手に取り戻すために：報告 服部孝章」、4月「市民チャンネルは夢か現実か：報告 神保哲生」、5月「少年犯罪報道とメディア：報告 山口正紀」、6月「CS放送で何が可能か：映像報告 デビット・デヒリー」などで、例会参加費は500円。連絡先 〒

173 東京都板橋区向原2-22-17-403
ビデオプレス気付 TEL 03-3530-858
88、FAX 03-3530-8578 ホーム
ページ <http://WWW.jca.ax.apc.org/pmn>
(「民衆のメディア・NEWS★LETTER」
32号、1998年5月15日より)

・女性政策情報の「JJネットワーク」

「JJネット」は全国の女性政策情報を収集し会員にFAXで情報を送り届けるネットワーク。ネット上では会員相互の意見交流も活発に行われている。1998年5月22日の「JJネットニュースVol. 105」では、「特集 女性への暴力に立ち向かう！」として、今年5月、神戸に日本初のドメスティック・バイオレンス情報センターが開設されたことなどを伝えている。「アクション」のコーナーでは、文部省中央教育審議会による「心の教育」に対する意見や、子ども買春・ボルノ禁止法案に関する陳情の情報が掲載されている。他にイベント情報など。個人会員月額千円、団体は千五百円。FAX 03-3818-5511（「JJネットニュースVol. 105」1998年5月22日より）

・テレビの生放送で初めて字幕が実現

1998年3月5日、テレビ史上初の字幕付き生放送が実現した。長野パラリンピックの開会式の模様が全国3カ所の会場で受信されたもので、テレビの生放送で字幕を入れる方法が、著作権処理を含めて公的な場で使用することが認められたのは、今回が初めてという。パソコン要約筆記に取り組む市民や全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが「長野パラリンピックの放送を楽しむ会」を結成して準備にあたっていたもので、放送には字幕入力のボランティアが活躍し、NHK、NTT、ニフティサーブも協力した。字幕放送されていないテレビドラマなどの番組のセリフをパソコン通信で文字化するボランティア活動と同じ方法が用いられた。この方法は4年ほど前から、パソコン通信上で自然発的に始められているという。（「季刊いくおーる」27号、ベターコミュニケーション研究会発行、1998年4月より）

FCT データ・バンク

一 国 内 篇 一

●現代広告学を学ぶ人のために、

山本武利編、世界思想社、1998年5月刊。

総勢14人の研究者、現場関係者が執筆した「初学者のための広告論」。本書の構成は、第一部「社会と広告」（1章・日本広告史概説／2章・アジアの近代化と広告／3章・多国籍企業の世界進出と広告活動／4章・広告の倫理と法）、第二部「広告と企業」（5章・マーケティングと広告／6章・広告業界のシステム／7章・PRと企業広告／8章・広告とイベント）、第三部「広告とメディア」（9章・新聞と広告／10章・テレビと広告）、第四部「広告と消費者」（11章・消費者心理と広告／12章・消費者行動と広告記号／13章・マイノリティ市民と広告／14章・広告調査の手法）からなる。

13章・マイノリティ市民と広告（鈴木みどり）は、メディアによって現実が記号化され「現実」が構成されることから、社会的少数者（マイノリティ市民）が広告における自分たちのイメージを肯定的なものに変える取り組みでは、広告界に「市場」としての大きな可能性を認めさせていく方法がより効果的であることを、主としてオーストラリアにおける事例研究によって論じている。

アメリカでは60年代のアフリカ系市民による「被差別広告プロジェクト」、70年代の「人種差別の広告をなくすためのガイドライン」作成など、差別的表現の改革を求めた運動の展開と中産階級層の増加によって大手広告主もその市場価値を無視できなくなり、80年代に入りポジティブな黒人のイメージを積極的に誇示するターゲットマーケティングの展開に至った経緯がある。

オーストラリアでは「女性の地位」

局（OSW）による「メディアの女性像に関する特別委員会」が設置されたが、このきっかけとなったのはOSWが行った調査により、多くの女性が広告に怒りやフラストレーションを感じていることが明らかになり、そのような現実に対し広告業界が大きな衝撃を受けた事実である。これを受け、特別委員会は、広告制作者に向けた「女性の描きかたアドバイザリーノート」と市民を対象に配布される「メディアへの苦情申し入れの手引き」をつくるなど、積極的な活動を展開した。

マイノリティ市民と広告の問題では、抗議行動などといった否定的な追求によって相対立する両者の間で妥協点を見出すことが焦点となっていたが、オーストラリアにおける多文化政策の経験は、マイノリティ市民の権利と平等の確立を目指すことと広告の目的が必ずしも対立しないことを示唆している。潜在的購買力としてのマイノリティ市民の存在に広告界が気づき、肯定的な政策転換が行われ、マーケティングが成功を収めた例は、マイノリティ市民と広告の関係が変化しつつあることを私たちに教えてくれる。（L）

●「ことば」に見る女性、井出祥子監修、財団法人東京女性財団、1998年。

東京ウイメンズクラブの前身である東京都婦人情報センターが1986年から87年にかけて制作した『「ことば」に見る女性』と題する172枚のパネルをもとにして編まれた著。

「言葉に見る女性蔑視は厳粛にみつめなければならない歴史的また現代の事実である」として、遅々として変わらない人々の意識や世の中の慣行や社会の風土を「ことば」の問題からとりあげ分析し、社会を変えるために「差し当たり差別表現は使わない」ことを提案する。

パネルは・世界の諺・宗教の中の女性・名前のベストテン・女から女

たちへ・どうしてないのだろう反対語・配偶者を呼ぶことば・仕事と女性冠詞などの内容で、これらの紹介をはさんで「ことば」の力/日常語でたどる女の一生/「うた」に表現された女たち/国語辞典に見る女性/「メディア」の中の女たち/日本語の性差別、の各文章からなり、巻末に「いくつ読みますか？漢和辞典の中の女」として600字余りの女の文字のつく漢字を収録。（E）

●特集・記者と“取材拠点”一記者クラブは変わるか・「総合ジャーナリズム研究」No.164、春季号、1998年。

記者クラブとは何か。この問いに對し日本新聞協会は昨年記者クラブのあり方を見直す新見解をまとめた。これにより記者クラブの存在は制度化されより明確なものとなったが記者クラブ自体の問題は未だ解決されていない。今回の特集では大手勉（日本新聞労働組合連合）と堀田佳彦（読売新聞湘南支局長）がそれぞれの立場から記者クラブ制度について見解を述べている。またこのほか資料として日本新聞協会編集委員会が昨年新たにまとめた「記者クラブに関する見解とその解説」、総合ジャーナリズム研究所による90年代の「記者クラブ“出来事史”」も掲載されている。

大手勉は「記者クラブ改革に向けて」と題した記事の中で新見解について実態と遊離していた從来の考え方を現状にあわせて改定しただけではあるが長年堅持してきた考え方を転換したことは改革への大きな一步だとして評価している。しかし問題点として「報道協定」を容認したことと挙げ、協定による横並び報道や情報の独占を懸念している。

堀田佳彦は「記者クラブは昔から取材拠点でした」の中で鎌倉市が記者室を廃止して開設した鎌倉記者メンバー以外の利用を認める「広報メディアセンター」について利用者の立場から検討し、開設の目的とした

機能は果たされていないと批判している。その理由としてセンター開設の目的が間違っていたわけではないが必要性に欠けていたと述べている。また新聞協会の新見解も現状を認知したまでとし、記者クラブ制度の問題は、制度の問題ではなく記者の資質、姿勢の問題として記者室の存在を肯定した立場をとっている。

この特集では記者クラブを様々な観点から検討する姿勢が伺えるが、記者クラブから除外されて取材に不利な立場にあるジャーナリストの視点が欠落しているといえる。(Y)

●特集 スクリーンのなかの「性の政治学」、フェミニストジャーナル

Fifty : Fifty, vol37, 1998年2月号。

名古屋のフェミニストグループ「Click」発行のジャーナルの特集。「映画をつくった女たち」(松本侑子)では、女性監督の歴史を紹介している。世界初の劇映画を作った女性アリス・ギーは、多数の作品を残しているが、その多くが夫や男性スタッフの名前で記録されているという。映画が巨大産業として成長していく過程で撮影所は男性の世界となり、女性は疎外されていく。しかし1970年代後半から世界各地で女性監督が登場し始め、最近は女性監督の作品が米国5%、仏国8%に。日本では昨年で1%程度だが、増加の傾向があり「今年の日本映画は女性監督作品のラッシュ」の気配があるという。

「日本映画とジェンダー表現」(大野光子)では、海外で評価されている日本映画のジェンダー表現に

ついて論じる。1980年、巨匠クロサワにとって「ハリウッド的日本映画」として制作された「影武者」は「日本の戦国絵巻を芸術的な方法で提供することによってフェミニズムへのバックラッシュをカムフラージュしつつ、強い男性と男性優位社会の秩序を賛美するのに手を貸した」と分析している。

中島美幸は「〈映画〉好きには語れない〈映画〉の話」と題して、一昨年開かれた愛知県女性総合センター主催の「第1回あいち国際女性映画祭」がフェミニズムの視点を欠落させていたことを批判したところ、主催者からその一文を全く無視された顛末から「映画ジャンルは文学ジャンルに比べると批評を容易に寄せつけない構造」があり、それでは映画ジャンルの発展は期待できないと述べる。他に、「ピアノレッスン」「エイリアン」「もののけ姫」などの映画批評。「Click」連絡先は、TEL: 052-951-1959、FAX: 052-953-7464。(E)

●視聴者とはどんな存在か・「放送レポート」152号、メディア総合研究所、1998年5月。

今年の2月7日に開かれたメディア総研主催の「第2回全国視聴者交流会」で、原寿雄が「まとめて／視聴者とはどんな存在か」と題して行った講演をまとめたもの。

彼はFCTが98年に改定した「テレビに関する市民の権利憲章」を取り上げ、メディアに対し「視聴者ではなく「市民」とした点からテレビと視聴者の関係にも市民が主役の時代が来たと評価した。

そして市民がメディアに対し主体性を確立するために、メディアが流すメッセージを批判的に読み解く訓練となるメディア・リテラシーと、商業主義に対抗するために市民がメディアを監視するウォッチドッグ(番犬)運動の必要性を述べている。また行政を監視し批判していくことも市民の大切な役割として、行政によるメディア政策に対するもう一つの選択肢として、市民からの提案が政策に反映される必要性を強調する。そして現在日本でも展開されつつある規制緩和と自由市場至上主義において社会はますます民衆を消費者化してゆくと予見した上で、これに対抗するために市民のイニシアチブによる社会規制・非権力的な社会規制の仕組みを市民の組織化された力で盛り上げていくことが必要と述べている。(Y)

●テレビジョン、ジャン・フィリップ・トゥサン(野崎歓訳)、集英社、1998年刊。

「ムッシュ」の著者として知られるフランス人作家の最新作。「僕はテレビを見るのをやめた」という文章で始まるこの小説は、主人公がある日突然テレビをみないことを決心してからの、ひと夏の物語である。彼にとってテレビは「現実ではなく現実の表象」であるにも関わらず、何時も「目の前の映像のなすがまま、消極的な放浪に身を委ね、テレビを前に全く受け身」になっていた。主人公の生活を通して日常生活におけるテレビとの関係をコミカルな描写で問いかねている。(L)

FCTは1977年創設以来、個人が性別、年齢、職業的立場、社会的地位を越えて、社会を構成する市民として集い、語り合う広場=フォーラムを創ってきました。実証的研究と実践的活動を行うことにより、より多くの市民が、メディアについて考え、社会的に発言していくことを目指しています。その運営は、事務局メンバーのボランティアと全国の会員からの会費とカンパ、定期のフォーラム参加費、および調査研究報告書等のFCTオリジナル出版物頒布からの収入により行われています。FCTは、創設20周年を機に1998年1月より名称を市民のメディア・フォーラムに変更しています。(旧市民のテレビの会) FAX 事務局 045-941-8214 (宮崎方)

※現在のFCTインターネットサイトのアドレスはP.22を参照。